

骨子における重要課題関連項目（入院）及び 「四つの視点」関連項目（入院を中心に）

地域における医療機関の連携に対する評価	1
地域医療を支える有床診療所の評価	3
在宅復帰後を見越した地域連携の評価	5
がん診療連携拠点病院の評価	7
緩和ケア・がんに対するリハビリテーションの評価	8
認知症医療の推進について	11
新型インフルエンザや結核等の感染症対策の推進	13
精神科急性期入院医療に係る評価	16
精神科慢性期入院医療に係る評価について	20
精神科専門的入院医療に係る評価	22
地域における精神医療の評価	24
医療安全対策の推進について	27
急性期の医療機関における入院患者の重症度等の評価について	30
検体検査評価の充実について	31
安全な麻酔管理体制の評価	32
医療療養病棟の評価に係る見直し	33
疾患別リハビリテーションの充実について	35
回復期等における充実したリハビリテーションの評価	39
がん患者や難病患者に対するリハビリテーションの評価	43
ケアマネジャーとの連携の評価等について	45

地域における医療機関の連携に対する評価

第1 基本的な考え方

地域の医療機関や介護サービス等も含めた連携を通して、個々の患者に対し適切な場所での療養を提供する観点から、以下の見直しを行う。

第2 具体的な内容

1. 比較的長期の療養を担う病棟における退院調整加算の見直し

従来の退院調整加算について、手厚い体制で退院調整を行う場合の評価を新設するとともに、名称を変更する。

現 行	改定案
【退院調整加算】 1 退院支援計画作成加算(入院中1回) 2 退院加算(退院時1回) イ 療養病棟入院基本料等の算定患者が退院した場合 100点 ロ 障害者施設等入院基本料等の算定患者が退院した場合 300点 [施設基準]	【慢性期病棟等退院調整加算】 1 退院支援計画作成加算(入院中1回) 2 <u>退院加算1</u> (退院時1回) イ 療養病棟入院基本料等の算定患者が退院した場合 <u>〇〇〇点</u> ㊦ ロ 障害者施設等入院基本料等の算定患者が退院した場合 <u>〇〇〇点</u> ㊦ 3 <u>退院加算2</u> (退院時1回) イ 療養病棟入院基本料等の算定患者が退院した場合 100点 ロ 障害者施設等入院基本料等の算定患者が退院した場合 300点 [施設基準] 退院加算1:退院調整部門が設置されており、退院調整に関する経験を有する専従の看護師及び専任の社会福祉士

退院調整部門が設置されており、退院調整に関する経験を有する専従の看護師又は社会福祉士が1名以上配置されていること。	又は専任の看護師及び専従の社会福祉士が配置されていること。 ㊦ 退院加算2：退院調整部門が設置されており、退院調整に関する経験を有する専従の看護師又は社会福祉士が1名以上配置されていること。
---	--

2. 主に急性期医療を担う病棟における退院調整加算の新設

後期高齢者退院調整加算について、急性期治療を受け、病状の安定が見込まれた患者について、必要に応じて医療と介護が切れ目なく提供されるよう、介護保険サービスの活用も含めて支援する観点から、名称変更及び対象年齢の拡大を行う。



急性期病棟等退院調整加算 1	〇〇〇点（退院時 1 回）
急性期病棟等退院調整加算 2	〇〇〇点（退院時 1 回）

[算定要件]

(1) 対象患者

65 歳以上の患者又は 40 歳以上の特定疾病患者であって、一般病棟入院基本料（特定入院基本料を除く。）を算定している患者

(2) 適切なサービスの選択や手続き等について、患者及び患者家族に必要な情報提供や、適切な施設への転院等の手続きを行った場合に算定する。

[施設基準]

急性期病棟等退院調整加算 1：退院調整部門が設置されており、退院調整に関する経験を有する専従の看護師及び専任の社会福祉士又は専任の看護師及び専従の社会福祉士が配置されていること。

急性期病棟等退院調整加算 2：退院調整部門が設置されており、退院調整に関する経験を有する専従の看護師又は社会福祉士が1名以上配置されていること。

地域医療を支える有床診療所の評価

第1 基本的な考え方

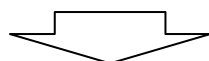
地域医療を支える有床診療所について、手厚い人員配置や後方病床機能等に対する評価を拡充する。

第2 具体的な内容

② 1. 有床診療所入院基本料の再編成

手厚い看護職員の配置を行う有床診療所の評価を新設するとともに、有床診療所の実態を踏まえ、評価区分を見直す。

現 行	有床診療所入院基本料 1 (看護職員 5 人以上)	7 日以内	810 点
		8～14 日	660 点
		15～30 日	490 点
		31 日以上	450 点
	有床診療所入院基本料 2 (看護職員 1～4 人)	7 日以内	640 点
		8～14 日	480 点
		15～30 日	320 点
		31 日以上	280 点



改 定 案	有床診療所入院基本料 <u>1</u> (看護職員 <u>7</u> 人以上)	14 日以内	〇〇〇点
		15～30 日	〇〇〇点
		31 日以上	〇〇〇点
	有床診療所入院基本料 <u>2</u> (看護職員 <u>4</u> ～ <u>6</u> 人)	14 日以内	〇〇〇点
		15～30 日	〇〇〇点
		31 日以上	〇〇〇点
	有床診療所入院基本料 <u>3</u> (看護職員 <u>1</u> ～ <u>3</u> 人)	14 日以内	〇〇〇点
		15～30 日	〇〇〇点
		31 日以上	〇〇〇点

2. 後方病床機能の評価

急性期医療及び在宅医療等に対する後方病床の機能を有する等、地域医療を支える有床診療所の機能を評価する。

(1) 初期加算の新設〔1月27日提示済み〕

地域医療を支える有床診療所における後方病床機能や在宅支援機能の評価として、急性期の入院医療を経た患者、状態が軽度悪化した在宅療養中の患者や介護保険施設の入所者を受け入れた場合の入院早期の評価を新設する。

(2) 医師配置加算の見直し〔1月27日提示済み〕

複数の医師を配置している場合の評価に関し、地域医療を支えている有床診療所についての評価を引き上げる。

(3) 重症児等の受入れの評価〔1月27日提示済み〕

有床診療所における重症児等の受入れを評価する。

在宅復帰後を見越した地域連携の評価

第1 基本的な考え方

1. 地域連携診療計画において、亜急性期・回復期の病院を退院後に通院医療・在宅医療を担う病院・診療所や、リハビリテーション等の医療系サービスを担う介護サービス事業所までも含めた計画を運用することにより、退院後も切れ目ない医療を提供できることから、退院後の療養を見越した地域連携診療計画の運用について評価を行う。
2. 退院後の生活を見通し、入院後比較的早期から介護サービスの導入を見越した居宅介護支援事業者等との連携の評価を行う。

第2 具体的な内容

1. 地域連携診療計画において、退院後の通院医療・リハビリテーション等を担う病院・診療所・介護サービス事業所等も含めた連携と情報提供が行われている場合の評価を新設する。

現 行	改定案
【地域連携診療計画退院時指導料】 (退院時1回) 600点	【 <u>地域連携診療計画退院時指導料1</u> 】 (退院時1回) 600点 【 <u>地域連携診療計画退院計画加算</u> 】 ○○○点 ㊦ [算定要件] 患者ごとに策定された地域連携診療計画に沿って、退院後の療養を担う保険医療機関又は介護サービス事業所と連携を行い、退院後の診療計画について、文書で退院後の療養を担う医療機関に提供した場合に地域連携診療計画退院時指導料1に加算する。

	【地域連携診療計画退院時指導料 2】 (退院時 1 回) 〇〇〇点 ⑧ [算定要件] (1) 診療所又は許可病床数 200 床未満の病院において、地域連携診療計画に基づき、地域連携診療計画退院時指導料 1 を算定する医療機関を退院後の患者に対して、通院あるいは在宅医療を提供した場合に、初回月に算定する。 (2) 退院日の属する月の翌月までに、地域連携診療計画管理料を算定する医療機関に対して、診療状況を報告すること。
--	--

2. 退院後に介護サービスの導入や変更が見込まれる患者に対し、見込みがついた段階から、入院中の医療機関の医師又は医師の指示を受けた看護師等がケアマネージャーと共同で、患者に対し、介護サービスの必要性等について指導を行うとともに、退院後の介護サービスに係る必要な情報共有を行った場合の評価を新設する。



介護支援連携指導料 〇〇〇点（入院中 2 回）

[算定要件]

- (1) 入院中の医療機関の医師又は医師の指示を受けた看護師・薬剤師・理学療法士等が、入院中の患者の同意を得て、居宅介護支援事業者等と退院後の介護サービス等について共同して指導を行った場合に、入院中 2 回に限り算定する。
- (2) 退院時共同指導料の多職種連携加算（B005 注 3）を算定する場合には、同日に行った指導について、介護支援連携指導料は算定できない。

がん診療連携拠点病院の評価

第1 基本的な考え方

がん医療については、がん対策推進基本計画において、がん診療連携拠点病院が医療提供の拠点施設として位置付けられていることを踏まえ、がん診療連携拠点病院におけるカンサーボードの開催、院内がん登録の更なる充実も含めて、一層の評価を行う。

第2 具体的な内容

全てのがん診療連携拠点病院に対し、カンサーボードの設置や院内がん登録の実施が求められていることを踏まえ、質の高いがん診療の提供に対する一層の評価を行うため、がん診療連携拠点病院加算を引き上げる。

現 行	改定案
【がん診療連携拠点病院加算】 (入院初日) 400点	【がん診療連携拠点病院加算】 (入院初日) ○○○点 ㊦

緩和ケア・がんに対するリハビリテーションの評価

第1 基本的な考え方

がん患者がより質の高い療養生活を送ることができるようにするため、外来におけるがんの疼痛コントロールを含めた緩和ケアの質の向上や入院における緩和ケア診療の充実、がんの疾患特性に配慮したリハビリテーション料を新設する。

第2 具体的な内容

1. 疼痛緩和ケアの充実

がんの疼痛緩和のためには、身体的苦痛のみならず、精神的苦痛、社会的苦痛等を考慮する必要があることから、がん疼痛緩和・管理に携わる医師に対し、緩和ケアに関する講習会を受けて診療に当たることを要件とする。

② がん性疼痛緩和指導管理料において、緩和ケアに係る研修を修了した医師による指導を要件とする。

[算定要件]

診療に関わる医師について、以下の研修会のうちいずれかを終了していること。

ア がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成 20 年 4 月 1 日健康局長通知）に準拠した緩和ケア研修会

イ 緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会（国立がんセンター主催）等

2. 入院における緩和ケア診療の評価の充実

緩和ケア診療加算について、緩和ケアの質の向上を図るため、がん緩和

和ケアに携わる医師に対し、緩和ケアに関する講習会を受けて診療に当たることを要件とするとともに、診療報酬上、さらなる評価を行う。また、外部による医療機能の評価を受けていることとする要件について、見直しを行う。さらに、緩和ケア病棟入院料についても同様に、要件の変更を行う。

現 行	改定案
【緩和ケア診療加算】 300 点 [施設基準] (1) 財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けていること。	【緩和ケア診療加算】 〇〇〇点 ② [施設基準] (1) <u>がん診療連携拠点病院若しくは準じる病院又は財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けた施設であること。</u> ② (2) 緩和ケアチームを構成する常勤医師が以下のいずれかの研修会を終了していること。 ア がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針（平成20年4月1日健康局長通知）に準拠した緩和ケア研修会 イ 緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会（国立がんセンター主催）等 ③

3. がんに対するリハビリテーションの評価

がん患者が手術・放射線治療・化学療法等の急性期治療を受ける際、これらの治療によって合併症や障害が起こることが予想されることから、治療前あるいは治療後早期からリハビリテーションを行うことで機能低下を最低限に抑え、早期回復を図る取り組みを評価する。



がん患者リハビリテーション料（1 単位につき） 〇〇〇点

[算定要件]

がんの治療のため入院中の患者に対して 20 分以上の個別リハビリテーションを提供した場合に 1 日 6 単位を限度として算定する。

[施設基準]

- (1) がん患者のリハビリテーションに関する経験（研修要件あり）を有する専任の医師が配置されていること。
- (2) がん患者のリハビリテーションに関する経験を有する専従の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の中から 2 名が配置されていること。
- (3) 100m²以上の機能訓練室があり、その他必要な器具が備えられていること。

認知症医療の推進について

第1 基本的な考え方

「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」において、認知症患者に対する医療上の支援については、早期の鑑別診断、療養方針の決定、かかりつけ医による認知症に対する外来医療、身体疾患に対する医療の提供が必要とされている。これらを踏まえ、診療報酬上必要な評価を行う。

第2 具体的な内容

1. 認知症病棟入院料の見直し

- (1) 認知症に対する入院医療については、認知症の行動・心理症状（BPSD）や身体合併症等に対する対応などが重要な役割であることから、これらへの手厚い対応が必要な早期の評価を引き上げるとともに、認知症病棟入院料の名称を認知症治療病棟入院料に改める。

現 行	改定案
【認知症病棟入院料1】 （1日につき） イ 90日以内の期間 1,330点 ロ 91日以上期間 1,180点 【認知症病棟入院料2】 （1日につき） イ 90日以内の期間 1,070点 ロ 91日以上期間 1,020点	【認知症治療病棟入院料1】 （1日につき） イ 60日以内の期間 〇〇〇点 ㊦ ロ 61日以上期間 1,180点 ㊦ 【認知症治療病棟入院料2】 （1日につき） イ 60日以内の期間 1,070点 ㊦ ロ 61日以上期間 〇〇〇点 ㊦

- (2) また、入院期間が6ヶ月を超える患者に対して、退院支援計画を策定し、当該計画に基づく指導を行った上で当該患者が退院した場合の加算を新設する。



認知症治療病棟退院調整加算　〇〇〇点（退院時 1 回）

[施設基準]

当該保険医療機関内に、専従する精神保健福祉士及び専従する臨床心理技術者が勤務していること。

2. 認知症外来医療の評価

認知症患者に対して、専門的医療機関において診断と療養方針の決定を行い、かかりつけ医がその後の管理を行うことについての評価を新設する。



認知症専門診断管理料　〇〇〇点（1人につき 1 回）

[算定要件]

認知症疾患医療センター等の専門医療機関において、認知症の鑑別診断を行い、療養方針を決定して患者及び家族に詳細な説明を行った場合に算定する。



認知症患者地域連携加算　〇〇〇点（月 1 回）

[算定要件]

外来で管理している認知症患者について、症状の増悪や定期的な評価が必要な場合に、専門医療機関に紹介を行う際の診療情報提供料（Ⅰ）に加算する。

新型インフルエンザや結核等の感染症対策の推進

第1 基本的な考え方

1. 新型インフルエンザの大流行により、入院患者が急増して療養病床を使用する場合について、配慮を行う。その際、検査や投薬等について出来高での算定を可能として、病床を確保する。
2. 新型インフルエンザ等、新興感染症が発生した際に対応するため、陰圧室管理環境整備に対する評価を行う。
3. 結核の入院医療について、感染症法における退院基準を踏まえた見直しを行う。

第2 具体的な内容

1. 新型インフルエンザ流行時の療養病床における対応について

大流行時に新型インフルエンザ患者が療養病棟に入院する場合、一般病棟入院基本料の算定を認め、検査や投薬等については出来高での算定を可能とする。

2. 陰圧室管理の評価

現 行	改定案
【二類感染症患者療養環境特別加算】 1 個室加算 300 点 [算定対象] 二類感染症（急性灰白髄炎（ポリ	【二類感染症患者療養環境特別加算】 1 個室加算 300 点 2 陰圧室加算 ○○○点 新 [算定対象] 二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、

オ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る。)) の患者であって、保険医が他者へ感染させるおそれがあると認め、個室に入院した者	結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る。）、 <u>鳥インフルエンザ（H 5 N 1）</u> の患者又は <u>新型インフルエンザ等感染症の患者</u> であって、保険医が他者への感染をさせるおそれがあると認め、個室又は陰圧室に入院した者 ㊦
---	---

3. 結核病棟について

(1) 結核病棟における平均在院日数要件の見直し

感染症法における退院基準を踏まえ、結核病棟における平均在院日数要件の見直しを行う。

現 行	改定案
【結核病棟入院基本料】 （1 日につき） 7 対 1 入院基本料 1,447 点 平均在院日数 25 日以内 10 対 1 入院基本料 1,192 点 平均在院日数 25 日以内 【特定機能病院入院基本料（結核病棟）】 （1 日につき） 7 対 1 入院基本料 1,447 点 平均在院日数 28 日以内 10 対 1 入院基本料 1,192 点 平均在院日数 28 日以内 13 対 1 入院基本料 949 点 平均在院日数 36 日以内	【結核病棟入院基本料】 （1 日につき） 7 対 1 入院基本料 1,447 点 <u>平均在院日数要件なし</u> ㊦ 10 対 1 入院基本料 1,192 点 <u>平均在院日数要件なし</u> ㊦ 【特定機能病院入院基本料（結核病棟）】 （1 日につき） 7 対 1 入院基本料 1,447 点 <u>平均在院日数要件なし</u> ㊦ 10 対 1 入院基本料 1,192 点 <u>平均在院日数要件なし</u> ㊦ 13 対 1 入院基本料 949 点 <u>平均在院日数要件なし</u> ㊦

(2) 小規模な結核病棟の取扱について

患者数の減少等を踏まえ、小規模な結核病棟についてユニット化のルールを明確化するとともに、病床種別ごとに平均在院日数の計算を行うこととする。

現 行	改定案
<入院料等の施設基準等>（通知） ・ ・（略）・ ・一般病棟と結核病棟を併 せて1看護単位とすることができる ・ ・（略）	<入院料等の施設基準等>（通知） ・ ・（略）・ ・一般病棟（ <u>一般病棟入院 基本料、専門病院入院基本料、特定機 能病院入院基本料（一般病棟）又は障 害者施設等入院基本料を算定する病 棟</u> ）と結核病棟を併せて1看護単位と することができる・ ・（略）・ ・ ㊦

精神科急性期入院医療に係る評価

第1 基本的な考え方

精神科の急性期医療を担う病院において、手厚い人員配置がなされていることを踏まえ、新たな看護配置区分の評価を設ける。

精神科救急及び身体合併症治療については、救急搬送の受入困難事例ともなっていることから、その評価を引き上げる。

第2 具体的な内容

1. 精神科入院基本料の見直し

- (1) 精神科病棟において、15 対 1 を超えた手厚い看護体制を提供している病棟について、看護配置区分の評価を新設するとともに、入院患者の重症度に関する基準を導入する。



精神病棟入院基本料 13 対 1 入院基本料 〇〇〇点

[算定要件]

- ① 新規入院患者のうち、重症者（GAFスコア 30 以下又は身体合併症患者）の割合が4割以上であること。
- ② 身体疾患への治療体制を確保している医療機関であること。

- (2) 10 対 1 精神病棟入院基本料について、精神疾患の特性を踏まえてその平均在院日数の要件を緩和する一方、入院患者の重症度に関する基準を導入する。また、入院基本料の加算をより早期に重点化する。



精神病棟入院基本料 10 対 1 入院基本料 1,240 点

[算定要件]

- ① 平均在院日数が 40 日 以内であること。

②新規入院患者のうち、重症者（GAFスコア 30 以下）の割合が5割以上であること。

現 行	改定案
【入院基本料加算】	【入院基本料加算】
14日以内 459点	14日以内 〇〇〇点 改
15日以上30日以内 242点	15日以上30日以内 〇〇〇点 改
31日以上90日以内 125点	31日以上90日以内 125点 改
91日以上180日以内 20点	91日以上180日以内 〇〇〇点 改
181日以上1年以内 5点	181日以上1年以内 〇〇〇点 改

(3) なお、特定機能病院入院基本料（精神病棟）についても同様の見直しを行う。

2. 精神科急性期入院料の引き上げ

(1) 精神科救急入院料及び精神科救急・合併症入院料について、その早期の評価を引き上げる。

現 行	改定案
【精神科救急入院料】（1日につき）	【精神科救急入院料】（1日につき）
1 精神科救急入院料 1	1 精神科救急入院料 1
30日以内 3,431点	30日以内 〇〇〇点 改
31日以上 3,031点	31日以上 3,031点
2 精神科救急入院料 2	2 精神科救急入院料 2
30日以内 3,231点	30日以内 〇〇〇点 改
31日以上 2,831点	31日以上 2,831点
【精神科救急・合併症入院料】 （1日につき）	【精神科救急・合併症入院料】 （1日につき）
30日以内 3,431点	30日以内 〇〇〇点 改
31日以上 3,031点	31日以上 3,031点

- (2) また、精神科急性期治療病棟入院料についても、評価の引き上げと施設基準の緩和を行う。

現 行	改定案
【精神科急性期治療病棟入院料】 (1日につき) 1 精神科急性期治療病棟入院料 1 30日以内 1,900点 31日以上 1,600点 2 精神科急性期治療病棟入院料 2 30日以内 1,800点 31日以上 1,500点 [算定要件等] 当該病院の全病床数の7割以上又は200床以上が精神病床である若しくは特定機能病院である。	【精神科急性期治療病棟入院料】 (1日につき) 1 精神科急性期治療病棟入院料 1 30日以内 ○○○点 ㊦ 31日以上 1,600点 2 精神科急性期治療病棟入院料 2 30日以内 ○○○点 ㊦ 31日以上 1,500点 [算定要件等] (削除) ㊦

- (3) なお、精神科救急入院料、急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料の算定について、医療観察法の入院処遇が終了した者の転院を受入れた場合の算定を認めるとともに、受入れた月については措置入院等と同様に入院患者数の算定から除外して扱うこととする。

3. 身体合併症の対応に関する評価

精神疾患、身体疾患の双方について治療を行った場合の評価である精神科身体合併症管理加算を引き上げる。

現 行	改定案
【精神科身体合併症管理加算】 (1日につき) 1 精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料又は認知症病棟入院料を算定している患者の場合	【精神科身体合併症管理加算】 (1日につき) ○○○点 ㊦

300点 2 精神病棟入院基本料（10対1、15対1）、特定機能病院入院基本料（7対1、10対1、15対1（精神病棟に限る））を算定している患者の場合 200点	[算定要件] 精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、認知症病棟入院料、精神病棟入院基本料（10対1、<u>13対1</u>、15対1）、特定機能病院入院基本料（7対1、10対1、<u>13対1</u>、15対1（精神病棟に限る。））を算定している病棟であること。
---	---

精神科慢性期入院医療に係る評価について

第1 基本的な考え方

平成21年9月24日に今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会により取りまとめられた「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」において、「入院医療中心から地域医療中心へ」という基本理念を推進し、精神疾患にかかった場合でも質の高い医療、症状・希望等に応じた適切な医療・福祉サービスを受け、地域で安心して自立した生活を継続できる社会を実現することが謳われた。

そこで、この方針に従い、診療報酬上必要な評価を行う。

第2 具体的な内容

1. 精神科地域移行実施加算の評価の引き上げ

入院期間が5年を超える長期入院患者を直近1年間で5%以上減少させた実績のある医療機関を評価する精神科地域移行実施加算について、評価を引き上げる。

現 行	改定案
【精神科地域移行実施加算】 (1日につき) 5点	【精神科地域移行実施加算】 (1日につき) 〇〇〇点 ㊦

2. 非定型抗精神病薬加算の見直し

統合失調症患者に対して投与する抗精神病薬の種類数を国際的な種類数と同程度としていることについて、精神科救急入院料等の特定入院料の非定型抗精神病薬加算において評価する。

現 行	改定案
【非定型抗精神病薬加算】	【非定型抗精神病薬加算】 (1日につき)

(1日につき) 10点 以下の特定入院料に加算 A311 精神科救急入院料 A311-2 精神科急性期治療病棟入院料 A311-3 精神科救急・合併症入院料 A312 精神療養病棟入院料	1 非定型抗精神病薬加算 1 ○○○点 ^⑧ 2 非定型抗精神病薬加算 2 ○○○点 ^⑧ [算定要件] 1 非定型抗精神病薬加算 1 使用している抗精神病薬の種類が 2 種類以下であること 2 非定型抗精神病薬加算 2 1 以外の場合
---	---

3. 精神療養病棟入院料への重症度評価の導入

精神療養病床について、患者の状態像によらず一律の評価となっていることを見直し、重症度に応じた加算を新設する。

現 行	改定案
【精神療養病棟入院料】(1日につき) 1,090点	【精神療養病棟入院料】(1日につき) ○○○点 ^⑧ 改 重症者加算(1日につき) ○○○点 ^⑧ 新 [算定要件] 重症者加算：当該患者のGAFスコア が40以下であること。

精神科専門的入院医療に係る評価

第1 基本的な考え方

児童・思春期の発達障害やうつ病、強度行動障害やアルコール依存症等の専門的な医療の提供が必要な疾患について、適切な医療体制が提供されるよう診療報酬上必要な評価を行う。

第2 具体的な内容

1. 児童・思春期精神科入院医療管理加算

発達障害や思春期うつ病など、児童思春期の精神疾患患者の治療を行う専門病棟についての評価を引き上げる。

現 行	改定案
【児童・思春期精神入院医療管理加算】 (1日につき) 650点	【児童・思春期精神入院医療管理加算】 (1日につき) 〇〇〇点 改

2. 強度行動障害児に対する入院医療の評価

個人の特性等に配慮した特別な医学的ケアを必要とする強度行動障害児に対する入院医療について、新たな評価を設ける。



強度行動障害入院医療管理加算 (1日あたり) 〇〇〇点

[算定要件]

- (1) 強度行動障害児(者)の医療度判定基準スコア 24 点以上の者であること。
- (2) 行動障害に対する専門的な医療提供体制が整備されていること。

3. 重度アルコール依存症入院医療の評価

重度のアルコール依存症治療において、高い治療効果が得られる専門的入院医療について、新たな評価を設ける。



重度アルコール依存症入院医療管理加算（1日あたり）

30 日以内 〇〇〇点

31 日以上 60 日以内 〇〇〇点

[算定要件]

- (1) 当該保険医療機関にアルコール依存症に係る研修を修了した専従の医師、専従の作業療法士又は精神保健福祉士又は臨床心理技術者が配置されていること。
- (2) アルコール依存症の治療プログラムに基づく治療が提供されていること。

4. 摂食障害に対する入院医療の評価

治療抵抗性を示すことの多い摂食障害について、専門的な入院医療に対する新たな評価を設ける。



摂食障害入院医療管理加算（1日あたり）

30 日以内 〇〇〇点

31 日以上 60 日以内 〇〇〇点

[算定要件]

- (1) 重度の摂食障害による著しい体重減少が認められる者であること。
- (2) 当該保険医療機関に摂食障害の専門的治療を行う医師、臨床心理技術者等が配置されていること。
- (3) 摂食障害の治療について、一定の実績を有する保険医療機関であること。

地域における精神医療の評価

第1 基本的な考え方

精神科外来における精神療法については、長時間に及ぶものについての評価を引き上げるとともに、近年うつ病に対する効果が明らかとなっている認知行動療法についての評価を新設する。

精神科デイ・ケア等について、障害福祉サービスの充実を踏まえ、精神障害者の地域移行の推進につながるよう評価の見直しを行う。

第2 具体的な内容

1. 精神科専門療法の見直し

- (1) 精神科専門療法について、病院と診療所で異なった評価になっている点を見直すとともに、長時間に及ぶものについての評価を引き上げる。

現 行	改定案
【通院・在宅精神療法】（1日につき）	【通院・在宅精神療法】（1日につき）
1 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日において精神保健指定医が通院精神療法を行った場合 500点	1 区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日において精神保健指定医が通院精神療法を行った場合 500点
2 1以外の場合	2 1以外の場合
イ 病院の場合	イ 30分以上の場合 ○○○点 ㊦
(1) 30分以上の場合 360点	ロ 30分未満の場合 ○○○点 ㊦
(2) 30分未満の場合 330点	
ロ 診療所の場合	
(1) 30分以上の場合 360点	
(2) 30分未満の場合 350点	

- (2) また、うつ病に対する効果が明らかとなっている認知療法・認知行動療法について、診療報酬上の評価を新設する。



認知療法・認知行動療法（１日あたり） 〇〇〇点

[算定要件]

- (1) 気分障害の患者に対して一連の治療に関する計画を作成し、患者に対して詳細な説明を行うこと。
- (2) 診療に要した時間が 30 分を超えた場合に算定し、一連の治療につき 16 回を限度とする。
- (3) 厚生労働科学研究班作成のマニュアルに準じて行うこと。

2. 精神科デイ・ケア等の見直し

精神科デイ・ケア等について、精神障害者の地域移行を推進するために、早期の地域移行についての評価を行う。

現 行	改定案
【精神科ショートケア】（１日につき） 1 小規模なもの 275点 2 大規模なもの 330点	【精神科ショートケア】（１日につき） 1 小規模なもの 275点 2 大規模なもの 330点 <u>当該療法の算定を開始した日から起算して１年以内の期間に行われる場合、所定点数に〇〇〇点を加算する。</u> 新
【精神科デイ・ケア】（１日につき） 1 小規模なもの 550点 2 大規模なもの 660点 食事を提供した場合、48点を加算する。	【精神科デイ・ケア】（１日につき） 1 小規模なもの 〇〇〇点 改 2 大規模なもの 〇〇〇点 改 <u>当該療法の算定を開始した日から起算して１年以内の期間に行われる場合所定点数に〇〇〇点を加算する。</u> 新

【精神科ナイトケア】（１日につき） 500点 食事を提供した場合、48点を加算する。 【精神科デイ・ナイトケア】 （１日につき）1,000点 ３食を提供した場合130点、２食を提供 した場合96点を加算する。 【重度認知症患者デイ・ケア料】 （１日につき）1,000点 食事を提供した場合、48点を加算する。	【精神科ナイトケア】（１日につき） 〇〇〇点 ② <u>当該療法の算定を開始した日から 起算して１年以内の期間に行われる 場合、所定点数に〇〇〇点を加算す る。</u> ③ 【精神科デイ・ナイトケア】 （１日につき）〇〇〇点 ② <u>当該療法の算定を開始した日から 起算して１年以内の期間に行われる 場合、所定点数に〇〇〇点を加算す る。</u> ③ 【重度認知症患者デイ・ケア料】 （１日につき）〇〇〇点 ② <u>当該療法の算定を開始した日から 起算して１年以内の期間に行われる 場合、所定点数に〇〇〇点を加算す る。</u> ③
---	---

医療安全対策の推進について

第1 基本的な考え方

1. 医療安全対策については、医療の高度化、複雑化、患者の高まるニーズに対応するため、更なる普及が進むよう、評価を行う。また、感染症の専門的な知識を有する医療関係職種から構成されるチームによる病棟回診や、抗生剤の適正使用の指導・管理等の感染防止対策の取り組みの評価を行う。
2. 医薬品安全性情報等の管理体制が充実している医療機関において、入院患者に対して薬学的管理指導を実施した場合に評価を行う。
3. 医療機器の安全使用のため、医療機器の安全管理に関し、さらなる評価を行う。

第2 具体的な内容

1. 医療安全対策加算の充実

医療安全対策加算について、評価の引き上げを行うとともに、より多くの病院において医療安全対策を推進する観点から、質を担保しつつ、要件を緩和した評価を新設する。また、感染症の専門的な知識を有する医療関係職種から構成されるチームによる病棟回診や、抗生剤の適正使用の指導・管理等の感染防止対策の取組の評価を行う。

現 行	改定案
【医療安全対策加算】（入院初日） 50点	【医療安全対策加算】（入院初日） 1 医療安全対策加算 1 ○○○点 改 2 医療安全対策加算 2 ○○○点 新 [算定要件]

	(1) <u>医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が配置されていること。</u> (2) その他の基準は 1 と同様。 <u>3 感染防止対策加算（入院初日 1 回）</u> 〇〇〇点 新 [算定要件] (1) 医療安全対策加算 1 の届け出を行っている医療機関において、感染防止対策についてさらなる取組を行っている場合に算定する。 (2) 感染症対策に 3 年以上の経験を有する常勤医師、感染管理に係る 6 カ月以上の研修を修了した看護師のうち専従 1 名、専任 1 名以上 (3) 3 年以上の病院勤務経験をもつ専任の薬剤師、臨床検査技師が配置されていること。 (4) 感染防止対策部門の設置、感染対策チームが広域抗生剤等（カルバペネム、バンコマイシン等）の使用を管理していること。
--	--

2. 医薬品安全性情報等の管理体制の充実

医療機関における医薬品安全性情報等の管理体制の更なる充実を図るため、医薬品情報管理室において更に質の高い医薬品安全性情報等の管理を行っている場合に、薬剤管理指導料に加算を設ける。

薬剤管理指導料



医薬品安全性情報等管理体制加算 〇〇〇点

[算定要件]

薬剤管理指導料の初回算定時に算定する。

[施設基準]

医薬品情報管理室において当該医療機関における医薬品の使用状況を把握するとともに、医薬品の安全性に係る重要な情報を把握した際に、速やかに必要な措置を講じる体制を有していること。

3. 医療機器安全管理料の充実

医療機器の安全使用を推進するため、医療機器の安全管理に関し、さらなる評価を行う。

現 行		改定案	
医療機器安全管理料 1	50点	医療機器安全管理料 1	〇〇〇点 改
医療機器安全管理料 2	1,000点	医療機器安全管理料 2	〇〇〇点 改

急性期の医療機関における入院患者の 重症度等の評価について

第1 基本的な考え方

地域において急性期を担う医療機関において、入院患者の重症度等の状態について評価を行い実情に合わせた適正な配置を行っている病院を評価する。

第2 具体的な内容

急性期の入院医療を担う一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟）、専門病院入院基本料の10対1入院基本料について、「一般病棟用の重症度・看護必要度」に係る評価票を用い継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っている場合の加算を新設する。



一般病棟看護必要度評価加算（1日につき） 〇〇〇点

[算定要件]

- ①一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟）、専門病院入院基本料の10対1入院基本料を算定している患者であること
- ②当該入院基本料を算定している全ての患者の状態を一般病棟用の重症度・看護必要度に係る評価票を用い継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること

※ なお、毎年7月において、1年間の測定結果を地方厚生（支）局長に報告すること。

検体検査評価の充実について

第1 基本的な考え方

各種検体検査は診断や治療に必須のものであり、良質かつ適切な医療を提供するために、その質の確保及び迅速化は重要な課題である。

このため、検体検査の質の確保や迅速化について重点的な評価を行う。

第2 具体的な内容

1. 特定機能病院等の大規模病院においては、高度な医療の提供が求められている。こうした検査の質を確保する観点から、より充実した体制で検体検査を実施する場合の評価を新設する。

新 検体検査管理加算（Ⅳ） ○○○点

〔算定要件〕

入院中の患者に対して、1人につき月1回算定する。

〔施設基準〕

- ①院内検査を行っている病院又は診療所であること。
- ②当該保険医療機関内に臨床検査を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。
- ③当該保険医療機関内に常勤の臨床検査技師が10名以上配置されていること。
- ④当該検体検査管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

2. 外来迅速検体検査管理加算の評価を引き上げる。

現 行	改定案
【外来迅速検体検査加算】 5点/件（最大5件まで）	【外来迅速検体検査加算】 ○○○点/件（最大5件まで）㊦

安全な麻酔管理体制の評価

第1 基本的な考え方

現在、常勤の麻酔科標榜医が麻酔前後の診察及び麻酔手技を行い質の高い麻酔を提供することについては、麻酔管理料により評価されている。

特定機能病院等の大規模な病院において、複数の麻酔科標榜医により麻酔の安全管理体制が整えられている医療機関において、麻酔科標榜医の監督下で質の高い麻酔が提供されることを評価する。

第2 具体的な内容

複数の常勤麻酔科標榜医による麻酔の安全管理体制が整えられていることを評価する麻酔管理料（Ⅱ）を新設する。



麻酔管理料（Ⅱ）

1 硬膜外麻酔又は脊椎麻酔	〇〇〇点（1人につき1回）
2 全身麻酔	〇〇〇点（1人につき1回）

[算定要件]

常勤の麻酔科標榜医の監督下に麻酔前後の診察及び麻酔手技が行われた場合に算定する。

[施設基準]

5人以上の常勤の麻酔科標榜医により麻酔の安全管理体制が確保されていること。

医療療養病棟の評価に係る見直し

第1 基本的な考え方

急性期医療に引き続き入院医療を提供する療養病棟について、より質の高い医療を評価する観点から以下の見直しを行う。

第2 具体的な内容

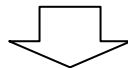
1. 療養病棟入院基本料の見直し

(1) 療養病棟入院基本料の再編成

医療療養病棟における入院患者の重症化傾向等を考慮して人員配置の要件を見直すとともに、医療経済実態調査の結果等を踏まえて療養病棟入院基本料の適正化を行う。

(現行) 療養病棟入院基本料

	医療区分 1	医療区分 2	医療区分 3
A D L 区分 3	885点	1, 320点	1, 709点
A D L 区分 2	750点		
A D L 区分 1		1, 198点	



(改定案) 療養病棟入院基本料 1

	医療区分 1	医療区分 2	医療区分 3
A D L 区分 3	〇〇〇点	〇〇〇点	〇〇〇点
A D L 区分 2	〇〇〇点	〇〇〇点	〇〇〇点
A D L 区分 1	〇〇〇点	〇〇〇点	〇〇〇点

[施設基準]

- ① 看護職員及び看護補助者が 20 対 1 配置以上であること。
- ② 医療区分 2 又は 3 の患者が全体の 8 割以上であること。

(改定案) 療養病棟入院基本料 2

	医療区分 1	医療区分 2	医療区分 3
A D L 区分 3	〇〇〇点	〇〇〇点	〇〇〇点
A D L 区分 2	〇〇〇点	〇〇〇点	〇〇〇点
A D L 区分 1	〇〇〇点	〇〇〇点	〇〇〇点

[施設基準]

看護職員及び看護補助者が 25 対 1 配置以上であること。

(2) データ提出の要件化

慢性期包括医療の質を向上させる取組を推進するため、患者の病像や提供されている医療サービスに関するデータ提出を要件化する。

2. 療養病床における後方病床機能の評価〔1 月 27 日提示済み〕

病院及び有床診療所の療養病床において、急性期の入院医療を経た患者、在宅療養中の患者や介護保険施設の入所者を受け入れた場合についての評価を新設する。

3. 経過措置の延長

平成 18 年度改定及び平成 20 年度改定において実施した特殊疾患病棟や障害者施設等から療養病棟に転換した場合等に対する経過措置について、平成 23 年度末まで延長する。

疾患別リハビリテーションの充実について

第1 基本的な考え方

各疾患の特性を踏まえた発症早期からの集中的なリハビリテーションが予後の向上に寄与することが示されていることから、発症早期からのリハビリテーションが充実できるよう、評価を行う。

第2 具体的な内容

1. 疾患別リハビリテーションの充実

- (1) 脳卒中等におけるリハビリテーションの重要性に鑑み、脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅰ)(Ⅱ)の評価を引き上げる。また、廃用症候群に対するリハビリテーションについて、その疾患特性に応じた評価を行う。

現 行	改定案
【脳血管疾患等リハビリテーション料】 (1単位につき) 1 脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅰ) 235点 2 脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅱ) 190点 3 脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅲ) 100点	【脳血管疾患等リハビリテーション料】(1単位につき) 1 脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅰ) (1) (2)以外の場合 〇〇〇点 ②改 (2) 廃用症候群の場合 〇〇〇点 ③新 2 脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅱ) (1) (2)以外の場合 〇〇〇点 ②改 (2) 廃用症候群の場合 〇〇〇点 ③新 3 脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅲ) (1) (2)以外の場合 100点 ②改 (2) 廃用症候群の場合 100点 ③新

- (2) 大腿骨頸部骨折をはじめとして、発症あるいは術後早期からの集中的なリハビリテーションが重要であることから、運動器リハビリテーションについて、より充実した人員配置を評価した新たな区分を新設する。

現 行	改定案
【運動器リハビリテーション料】 (1単位につき) 1 運動器リハビリテーション料(Ⅰ) 170点 2 運動器リハビリテーション料(Ⅱ) 80点	【運動器リハビリテーション料】 (1単位につき) 1 運動器リハビリテーション料(Ⅰ) 〇〇〇点^新 2 運動器リハビリテーション料(Ⅱ) 〇〇〇点^改 3 運動器リハビリテーション料(Ⅲ) 80点 [運動器リハビリテーション料(Ⅰ)の算 定要件] 入院中の患者に対し、運動器リハビリ テーションを行った場合に算定する。 [運動器リハビリテーション料(Ⅰ)の施 設基準] (1) 疾患別リハビリテーションを担当 する専任の常勤医師が1名以上配置 されていること。 (2) 運動器リハビリテーションを担当 する常勤の理学療法士、作業療法士 等が適切に配置されていること。 (3) 運動器リハビリテーションを行う につき十分な施設を有しているこ と。 (4) 運動器リハビリテーションを行う につき必要な機械、器具が具備され ていること。

- (3) 心大血管疾患リハビリテーションについては、その実施により虚血性心疾患をはじめとする心疾患患者の長期予後を改善することが示されているが、その実施が可能な施設が全国で 418 施設と少ないことから、施設基準の見直しを行う。

現 行	改定案
【心大血管疾患リハビリテーション料】 (1 単位につき) 1 心大血管疾患リハビリテーション料 (I) 200点 [施設基準] (1) 届出保険医療機関（循環器科又は心臓血管外科を標榜するものに限る。）において、循環器科又は心臓血管外科の医師が常時勤務しており、心大血管疾患リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。	【心大血管疾患リハビリテーション料】 (1 単位につき) 1 心大血管疾患リハビリテーション料 (I) 200点 [施設基準] (1) 届出保険医療機関（循環器科又は心臓血管外科を標榜するものに限る。）において、<u>循環器科又は心臓血管外科の医師が心大血管疾患リハビリテーションを実施している時間帯において常時勤務しており、心大血管疾患リハビリテーションの経験を有する専任の常勤医師が 1 名以上勤務していること。</u> <u>なお、心大血管疾患リハビリテーションが行われていない時間については、患者の急変等に対応できる体制を備えていること。</u> ②

2. 発症早期からのリハビリテーションの充実

発症早期からのリハビリテーションの充実を図るため、疾患別リハビリテーションの早期リハビリテーション加算を引き上げる。

現 行	改定案
【早期リハビリテーション加算】 (1 単位につき) 30点	【早期リハビリテーション加算】 (1 単位につき) 〇〇〇点 ②

3. 維持期のリハビリテーションについて

維持期のリハビリテーションについては、平成 21 年度介護報酬改定において充実が図られたが、その実施状況に鑑み、今回の診療報酬改定においては、介護サービスとしてのリハビリテーションを提供することが適切と考えられる患者に対して介護サービスに係る情報を提供することを要件として、維持期における月 13 単位までのリハビリテーションの提供を継続する。

回復期等における充実した リハビリテーションの評価

第1 基本的な考え方

1. 回復期リハビリテーション病棟に導入された質の評価については、質の向上につながっていることが検証部会の結果明らかとなった。さらに質の高いリハビリテーションを行っている病棟を評価する観点から、休日においてもリハビリテーション提供可能な体制や、充実した量のリハビリテーションを提供していることの評価を行う。
2. 検証部会の結果より、亜急性期病棟において、リハビリテーションを行っている患者が多く入院していることが明らかとなった。亜急性期病棟における、合併症等、密度の高い医療を必要とする患者に対する回復期のリハビリテーションの提供について、評価を行う。

第2 具体的な内容

1. 充実したリハビリテーションを行う回復期リハビリテーション病棟の評価について
 - (1) 集中的なリハビリテーションを提供する観点から、回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟において提供すべきリハビリテーションの単位数の基準を設ける。また、回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定する病棟においては実際には多くの重症患者を受け入れていることから、その割合の基準を引き上げる。また、これらの見直しに伴い、評価の引き上げを行う。

現 行	改定案
【回復期リハビリテーション病棟入院料】 (1日につき)	【回復期リハビリテーション病棟入院料】 (1日につき)

1 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 1,690点 [施設基準] (1)回復期リハビリテーションを要する状態の患者を8割以上入院させていること (2)当該病棟において新規入院患者のうち1割5分以上が重症の患者であること (3)当該病棟において退院患者のうち、他の保険医療機関への転院した者等を除く者の割合が6割以上であること 2 回復期リハビリテーション病棟入院料 2 1,595点 [施設基準] (1)回復期リハビリテーションを要する状態の患者を8割以上入院させていること	1 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 ○○○点 改 [施設基準] (1)回復期リハビリテーションを要する状態の患者を8割以上入院させていること <u>(2)回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対し、1人1日あたり2単位以上のリハビリテーションが行われていること</u> (3)当該病棟において新規入院患者のうち<u>2割以上</u>が重症の患者であること (4)当該病棟において退院患者のうち、他の保険医療機関への転院した者等を除く者の割合が6割以上であること 2 回復期リハビリテーション病棟入院料 2 ○○○点 改 [施設基準] (1)回復期リハビリテーションを要する状態の患者を8割以上入院させていること <u>(2)回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対し、1人1日あたり2単位以上のリハビリテーションが行われていること</u>
--	---

(2) より充実したリハビリテーションを提供する観点から、土日を含めいつでもリハビリテーションを提供できる体制をとる病棟の評価や、集中的にリハビリテーションを行う病棟に対する評価を新設する。



休日リハビリテーション提供体制加算（1日につき） ○○○点

[算定要件]

休日を含め、週 7 日間リハビリテーションを提供できる体制をとっていること

リハビリテーション充実加算（1 日につき）〇〇〇点

[算定要件]

回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対し、1 人 1 日あたり 6 単位以上のリハビリテーションが行われていること

2. 亜急性期病棟におけるリハビリテーションの評価について

- (1) 亜急性期病棟においても、急性期後の患者や急性増悪した在宅患者を受け入れ、密度の高い医療を行うとともに、急性期後のリハビリテーションを提供していることの評価を新設する。



リハビリテーション提供体制加算（1 日につき） 〇〇〇点

[算定要件]

リハビリテーションを必要とする患者に対し、平均週 16 単位以上の疾患別リハビリテーションが提供されていること

- (2) 合併症を有するリハビリテーションを必要とする患者を多く受け入れている場合や、他の急性期の入院医療を担う医療機関からの受け入れが多い場合については、病床数の要件を緩和する。

現 行	改定案
【亜急性期入院医療管理料】 (1 日につき) 1 亜急性期入院医療管理料 1 2,050点 [施設基準] 当該病室の病床数は、当該保険医療機関の有する一般病床の数の 1 割以	【亜急性期入院医療管理料】 (1 日につき) 1 亜急性期入院医療管理料 1 2,050点 [施設基準] 当該病室の病床数は、当該保険医療機関の有する一般病床の数の 1 割以下であ

下であること。 2 亜急性期入院医療管理料 2 2,050点 [施設基準] (1) 許可病床数が200床未満の保険医療機関に限る (2) 当該病室の病床数は、当該保険医療機関の有する一般病床の数の3割以下であること。	ること。<u>ただし、回復期リハビリテーションを要する状態の患者で合併症を有する患者の受け入れ割合が10%以上である場合は3割以下であること（最大60床まで）。</u> ㊦ 2 亜急性期入院医療管理料 2 2,050点 [施設基準] (1) 許可病床数が200床未満の保険医療機関に限る (2) 当該病室の病床数は、当該保険医療機関の有する一般病床の数の3割以下であること。<u>ただし、他医療機関の7対1入院基本料等を算定している病床から3週間以内に受け入れた患者が当該病室に入院する患者の1割以上である場合は、5割以下であること。</u> ㊦
---	--

がん患者や難病患者に対する リハビリテーションの評価

第1 基本的な考え方

1. がん患者はがん自体により体力が低下していることに加え、比較的侵襲の大きな治療を行うことで機能障害が発生することも予想されることから、がん患者の状態に基づき、がんの特性や治療の内容に配慮した個別のリハビリテーションを提供した場合の評価を設ける。
2. 難病患者においても、退院後早期かつ集中的なリハビリテーションを充実する観点から、退院後に個別リハビリテーションを含むリハビリテーションを提供する場合の評価を行う。

第2 具体的な内容

1. がんに対するリハビリテーションの評価

がん患者が手術・放射線治療・化学療法等の急性期治療を受ける際、これらの治療によって合併症や障害が起こることが予想されることから、治療前あるいは治療後早期から疾患特性等に配慮した個別のリハビリテーションを行うことで機能低下を最低限に抑え、早期回復を図る取り組みを評価する。〔p. 9再掲〕

2. 難病患者リハビリテーションの評価

難病患者リハビリテーションについて、退院後の集中的なリハビリテーションを評価する観点から、難病リハビリテーション料の引き上げを行うとともに、短期集中リハビリテーション実施加算を新設する。

現 行	改定案
【難病患者リハビリテーション料】 (1日につき) 600点 注2 難病患者リハビリテーション料を行なった場合に食事を提供した時は48点を加算する。	【難病患者リハビリテーション料】 (1日につき) 〇〇〇点^改 <u>短期集中リハビリテーション実施加算</u> <u>(1日につき)</u> ^新 <u>退院後1月以内</u> 〇〇〇点 <u>退院後1月を超え3月以内</u> 〇〇〇点

ケアマネジャーとの連携の評価等について

第1 基本的な考え方

高齢者は、疾患の発症に伴う障害や体力の低下により、退院後に介護サービスの導入が必要となる場合があることから、入院後早期の段階で介護サービス導入の必要性を検討することや、介護サービス利用上の医学的観点からの留意事項に関して、主治医をはじめとした医療関係職種とケアマネジャーが情報の共有を図り、スムーズな介護サービスの導入につなげることを評価する。

第2 具体的な内容

1. 病状の安定が見込まれた後できるだけ早期に、基本的な日常生活能力、認知機能、意欲等について総合的な機能評価を行うことを評価した後期高齢者総合評価加算について、名称から「後期高齢者」を削除するとともに、評価の内容に、退院後を見越した介護保険によるサービスの必要性等を位置付け、対象者を65歳以上の患者等に拡大する。

現 行	改定案
【後期高齢者総合評価加算】 (入院中1回) 保険医療機関が、入院中の後期高齢者である患者に対して、当該患者の基本的な日常生活能力、認知機能、意欲等について総合的な評価を行った場合に、入院中1回に限り、所定点数に加算する。	【総合評価加算】 (入院中1回) 保険医療機関が、入院中の患者（<u>65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の者であって介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3号に規定する要介護者又は同条第4号に規定する要支援者に該当することが見込まれる者に限る</u>）に対して、当該患者の基本的な日常生活能力、認知機能、意欲、<u>退院後の介護サービスの必要性等</u>について総合的な評価を行った場合に、入院中1回に限り、所定点数に加算する。

2. 退院後に介護サービスの導入や変更が見込まれる患者に対し、見込みがついた段階から、入院中の医療機関の医師又は医師の指示を受けた看護師等がケアマネージャーと共同で、患者に対し、介護サービスの必要性等について指導を行うとともに、退院後の介護サービスに係る必要な情報共有を行った場合の評価を新設する。〔p. 6再掲〕